

平成 26 年 12 月 25 日

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議に意見聴取を行う。

利用定員について

新規開設（移行含む）予定施設・事業【2号・3号認定】

みなし確認施設・事業【1号認定】

みなし確認施設・事業【2号・3号認定】

利用定員の設定について

利用定員は、認可定員の範囲内で区市町村が設定する。

設定は1号及び2号は3～5歳を一括で、3号は、0歳と1～2歳の区分に分ける。なお、標準時間と短時間の区分は基本設けない。

新規開設（認可）施設及び事業に係る確認について

平成27年4月1日以降に認可を受け開設する施設・事業は、区が利用定員を定め、確認を行うことが必要となる。

利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会等（世田谷区では子ども・子育て会議）の意見を聞かなければならない。（子ども・子育て支援法）

みなし確認について

平成27年3月31日現在運営されている保育所、認定こども園及び新制度に移行する幼稚園等は、確認があったものとみなされる。

区は過去3年の利用実績を基に、施設等と協議の上、利用定員を設定する。

（なお、平成27年4月1日より、認可保育園5園の定員増及び分園6園の定員増を伴う本園化について現在調整中であることから、これらに伴う変更の確認を含め、ご意見をいただきたい。）